

保護者様

福島東稜高等学校
校長 小原 敏
〔 公 印 省 略 〕

新型コロナウイルス感染症に伴う新学期の対応について

1. 方 針

4月1日に国から臨時休業（休校）に関するガイドラインが示され、3日には福島県教育委員会より予定通り学校を再開する方針が示されました。本校としては福島県の方針に準じて、本日より新学期を開始いたしました。

今後、福島県からの臨時休業（休校）要請があった場合や県内や県北地域の状況が急変した場合には県等の衛生主管部局や保健所等と十分相談の上、臨時休業（休校）措置を講じることもあります。

新学期の開始にあたり、感染症対策にできる限りの対応を下記の通り実施いたします。

2. 内 容

(1) 「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を極力さける工夫を講じます。

(2) 感染源を絶つ対策へご家庭におけるご協力をお願いします。

①ご家庭における毎朝の検温および風邪症状の確認を徹底願います。

②ご家庭における検温ができなかった生徒には保健室等にて検温及び風邪症状の確認をします。

(3) 感染経路を絶つ対策を実施します。

①手洗いやうがいを徹底するよう指導します。

②咳エチケットの観点から可能な限りマスク着用をお願いします。

③1時間に1回程度、窓を広く開け、こまめな換気を心がけるとともに、温度・湿度の管理に努めます。

④生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃します。

⑤アルバイト活動も感染リスクを負っており、重大な感染源の一つと考えられています。この状況におけるアルバイト活動は自身の健康のみならず、大切な家族や友人の健康にも深刻な影響を及ぼしかねません。アルバイト活動はできる限り自粛してください。

⑥ご家庭におかれましても、不要不急な外出を避け、感染症予防にご協力願います。

⑦感染症予防の対策として、年度当初の予定は短縮40分授業、4校時を原則とします。放課後は外食なども含め、感染リスクの高い場所へは立ち寄らないようにしてください。

(4) 抵抗力を高めるため、ご家庭でのご協力をお願いいたします。

①十分な睡眠時間を確保してください。

②適度な運動時間を確保し、体力の保持に留意してください。

③バランスの取れた食事を心がけてください。

(5) 保健管理体制の整備・強化に努めます。

- ①管理職と保健主事、養護教諭、学校医、学校薬剤師等の連携強化を図ります。
- ②校内の清掃活動を徹底し、環境衛生を良好に保ちます。

(6) 出席停止等の扱いについて

- ①生徒の感染が判明した場合は学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。
- ②生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合にも、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としますが、医師の判断を優先します。
- ③生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養してください。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- ④感染症対策として、保護者から欠席を申し出た場合も、上記③と同様の扱いとします。

(7) 医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患等のある生徒の登校判断について

医療的ケアを必要とする生徒の状態は様々ですが、呼吸の障害等を持つ生徒や基礎疾患等のある生徒の場合は、重症化リスクが高いことを踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をするようお願いいたします。

(8) 昼食時の注意

- ①食事の前の手洗いを徹底するよう指導します。
- ②会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう注意努力するよう指導します。
(例)机を向かい合わせにしない、会話を控える等

(9) 心のケアについて

クラス担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や主幹教諭、教育相談支援員長、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応します。

(10) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導いたします。ご家庭でのご指導もお願いいたします。

(11) 年度当初の予定および学校行事の実施に関すること

在校時間の短縮をはじめ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行います。

- ①感染症予防の対策として、年度当初の予定は短縮40分授業、4校時を原則とします。
- ②4・5月の校外活動(実習)に関しては自粛し、延期や中止とすること。
 - ア. 5月12日～6月3日実施予定の看護科・看護専攻科の臨地実習についても校内演習に代替えて実施します。
 - イ. 校外活動(遠足)については延期とし、実施の時期を検討します。
- ③修学旅行については、その教育的意義や生徒の心情等を配慮し、中止ではなく延期扱いとし検討します。

(12) 課外活動に関すること

課外活動とは学校において、正規の教育課程ほかに実施される活動のことで、具体的には部活動や課外授業などとなります。したがって、実施にあたっては生徒や保護者の意向を十分に尊重し、任意参加とします。

①部活動に関すること

- ア. 生徒の健康・安全を最優先とし、当面の間、対外試合や遠征合宿等を自粛とします。
- イ. 「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」が重ならないよう、実施内容や方法を工夫します。
- ウ. 活動時間については、平日は2時間程度とします。土日は3時間以内とし、どちらか1日は休養日を設けます。
- エ. 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するようにしてください。

②課外授業に関すること

- ア. 課外授業に関しては、平日は2時間程度とします。土日は3時間以内とし、どちらか1日は休養日を設けます。
- イ. 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、課外授業への参加を見合わせ、自宅で休養するようにしてください。

(13) 校内実習に関すること

食物文化科の調理実習や看護科・看護専攻科等の校内実習については各家庭に協力を要請し、マスク着用を原則とします。また、実習内容の見直しを図りながら感染症拡大防止に努めます。

(14) 今後の方針について

今後も様々な状況の変化が予想されます。その都度、柔軟な対応を図りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、重要なお知らせについてはeメッセージや本校ホームページ、緊急連絡網で発信いたしますので、ご確認願います。

(15) 臨時休業（休校）の実施にかかる考え方について

生徒又は教職員の感染が判明した場合には、県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認します。これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断いたします。

【根拠となる通知等】

1. 令和2年3月24日付文科次官通知
2. 令和2年4月3日付福島県教育委員会通知
3. 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）